



三条西実隆における伊勢物語古注：  
「伊語聴説」「称談集解」に触れつつ

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2014-09-16 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 青木, 賜鶴子 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.24729/00005171">https://doi.org/10.24729/00005171</a>

## 三条西実隆における伊勢物語古注

——「伊語聴説」「称談集解」に触れつつ——

青木 賜鶴子

室町時代の伊勢物語旧注は、鎌倉時代の古注を否定するところから始まった。一条兼良の「伊勢物語愚見抄」序文が、古注について、

来歴ども引のせたる和漢の書典、一としてまことある事なし。昔物語の本意をうしなふのみならず、詞花言葉のたよりにもなりがたし。末学のともがらゆめく信用すべからず。邪路におもむかん事うたがふべからず。《注1》

と述べて、その荒唐無稽さを鋭く攻撃し、「ゆめく信用すべからず」と全面的に否定したのは、伊勢物語注釈史における一大変革であり、これをもって古注の時代と旧注の時代を区分する通説は正しい。

しかし、当時の伊勢物語注釈の主流であった東常縁や宗祇・三条西家三代などの二条派の人々が講釈に古注を用いたことは、諸々の注釈書が伝えるところである。すなわち、三条西実隆の講釈を息公条が筆記した「追談称聴」(引用

は書陵部本)の、

東常縁ハ、サシタル人ニテモナキ者ニハ以古注よむ、よき門弟ニハ本式ニよむと云々。

宗祇モハジメツカタハ古注ヲマジヘテヨミタリ、や、細川幽齋「伊勢物語闕疑抄」の、

二条家にも、もとは古注をもて説てきかする事あり。道に執心ふかき人には、其上にて古注を捨て、只今よむ当流の趣をよみつたへたると也。

後水尾天皇「伊勢物語御抄」(引用は『列聖全集』本)の、  
追遙院・称名院・三光院等も古註をまじへてよむ事あり。

に見るように、初心者に対しては「古注を以て」「古注をまじへて」講釈し、「よき門弟」には、その上で古注を捨てて当流の義を講釈したと伝えられているのである。

この点についての指摘は従来からあったが《注2》、「当流」の前段階として古注の講釈があったことは認識されながら

も、「古註をまじへてよむ事」の意味は、必ずしも明らかであつたとは言えない。

ところが実隆の講釈を杉原伊賀守孝盛が筆記した「伊語聰説」や、実隆の息公条の講釈内容を伝える公条の次男水無瀬兼成の「称談集解」を見ると、まさに「古注」と「当流」とが相交つた形で注釈されており、宗祇・三条西家流における「古注をまじへてよむ」講釈のありようを伝えてゐるのである。

本稿では、「伊語聰説」と「称談集解」が伝える実隆や公条引用の「古注」の实体を明らかにするとともに、「当流」の説に併せて「古注」を引用することの意義について検討し、室町期における伊勢物語享受の一端を浮き彫りにしたいと思う。

(一)

実隆が度々伊勢物語講釈を行ったことは有名であり、その年時が明らかなものだけでも（以下特に注記しない場合は「実隆公記」による）、永正四年十二月、同六年三月、四月、五月、八月、同九年閏四月、大永二年五月（伊勢物語惟清抄・再昌草）、同三年五月（追談称聡）、六月、同七年三月、同八年三月（追談称聡）、五月、六月、享祿元年十一月（お湯殿の上の日記その他）、天文三年四月（追談称

聡）、の多きにわたる。

ところが「伊語聰説」のもとになった講釈はと言うと、実は検討を要するのである。「伊語聰説」の伝本としては陽明文庫蔵本が現在知られている唯一のものであるから、まずその書誌について簡単に述べておこう。

同本は、縦二五・四センチ、横二一・五センチの仮綴一冊。料紙は書簡裏を利用したもので、共表紙の左肩に直接「伊語聰説」と書いている。一面十七、十九行。四十一丁裏で本文が終わり、次の四十二丁表に杉原孝盛の奥書がある（原本の体裁を示すため、改行を／で表す）。

伊勢物語全篇講尺聡聞之次染筆漏泄不可／勝計呵々追而可清書者也

永正二年十月六日／平朝臣孝盛

講釈のついでに書き留めたものであるから、後日しかるべく清書するつもりだといふのである。

その裏には、

右追聡書者前内府 実隆公 講尺／杉原伊賀守平朝臣孝盛  
所注置也／〇只 応随所好平

永正十七年六月十二日書写誌

の奥書がある。「説々只」と補入されているのを見ても、永正十七年の書写本をさらに転写したもののようであり、書写年代は少し下ると思われ。

さて、孝盛の奥書の年時であるが、「実隆公記」永正四年十二月二十日条に、

向垂相許。今日伊勢物語説終之。有晚喰。孟酌。有象戲。抑垂相在国之事。武家御暇已出云々。此伊勢物語事為餞送所望也。予又初而講尺。五ヶ度無為無事終功。自愛此事也。

とあって、実隆がはじめて伊勢物語の講釈をしたのは、二年後の永正四年十二月と知られ、この「永正二年」には疑問が生じる。この講釈は、権大納言正親町三条実望の駿河下向にあたり、その餞送のため、実望邸において行われたもので、五日に始まり、十五、十七、十八、二十日の五ヶ度であった。ちなみに、実望の下向に際しては、この時の伊勢物語講釈のほか、翌五年二月十六日には実隆邸で歌会が催されている。

一方、同じく「実隆公記」によれば、永正六年三月二十六日から四月十一日にかけて、公条の発起で五ヶ度にわたって催された伊勢物語講釈の聴衆の中に「杉原伊賀守」の名が見える。また、同年四月二十日条に「伊勢物語初為杉原所望説之」、翌二十一日条に「伊勢物語説之。杉原発起分今日終功了」とある。

大津有一博士は「続伊勢物語古注釈の研究」(『金沢大学国語国文』第三号、昭和四十二年三月、昭和六一年八木書

店刊『増訂版伊勢物語古註釈の研究』所収)において本書を紹介され、永正四年と六年の講釈の事実を指摘された上で、「永正二年というのは四年の誤かと思われる」と述べておられるが、四年にしても、実隆が初めて講釈したのは十二月であり、奥書の「十月」と合わない。ここは「六」の行書体「六」から「二」への誤写と見て、永正六年の誤りとすべきであろう。

以上、「伊語聴説」は、実隆の永正六年の講釈の聞書と考えられることを明らかにしたが、とすれば、実隆が初めて伊勢物語の講釈を行ってから僅か二年後の講釈である。孝盛は、三月に講釈を聴聞した後、その聞書を補う意味もあったのか、わずか二日間ではあるが四月に再度の講釈を所望し、十月に聞書をまとめたというわけである。

### (一一)

さて、「伊語聴説」の内容を見ると、「古注」と、「一条殿御説」等の形で引く一条兼良の「伊勢物語愚見抄」の説、「宗祇説」「祇説」等として引く宗祇説、などを一通り紹介した後、「当流」の説を述べる場合が多く、宗祇の流を受け継いだ実隆であるから、「当流」説の多くは宗祇説に一致するのだが、「当流」と併せて引用する「古注」が、かなり詳細なのは注目される。

いま、試みに、冒頭にある題号論を引用してみよう。

此物語題号事、十巻抄、又鳥風問答経信卿作と一条殿御説、雖然さもみえず、祇なども古注を專によまれし也。古注は物をたとへていふ。業平東国へ下事、東山に忠仁公かくしをきて後に出て、名所を勘いだす、愚見抄に古注之儀をあやまりとし給也。

題号、三の儀あり。

③伊勢物語を、男女の物語といふ。伊は万象をほらみ、勢は万種をまく。伊は亡国の使——、勢は国を守謀——。畢竟、男女の物語と云。

④伊勢や日向の物語、同時に死事——。段々みだれてしとはかもなきによりて、此号あり。又、日向物語といはぬぞと云説。

定家卿奥書にも、愚見にも、此号難決と云々。

業平みづから書よし一説。或、芹川行幸の事は、業平死後也。

⑤又、此物語に狩の使の事、専用。斎宮をおかしたる事。神に通罰をかうぶらぬ事。狩使はしに書たる事。

彼筆作にあらずはと書之。とにかくに伊勢が作物語とおちつく也。大かた、伊勢、業平、ちと時代相違。

但、未又あふ。伊勢は七条后宮につかへ申。内々物語申たる事など、とり合てかく。業平を発端にかきて、

万葉の哥など、おもしろきをとりにてかく。凡古物語にて作意ふかく、心を閑に見ずんば心得がたし。詠歌大槪に書次第、古今は花実をかね、伊勢物語は花也。後撰は実ばかり也。奥書、上古人——。(以下定家本奥書の解説。略之)

実隆が「題号、三の儀あり」として引用する「古注」の説に③④⑤の記号を付し、適宜段落を改めて示した。孝盛の奥書にいうごとく、講釈の聞書をその儘まとめたようであり、筆記の際に省略されたらしい部分や、意味の通じにくい所もあるが、講釈で「古注」が詳しく解説されたことを窺わせるに十分である。《注3》

もつとも、結論としては、「古注」の義を排して、伊勢が業平の自記を補筆して七条后に奉ったとし、伊勢物語の意義を主張するのが主眼であったと知られるが、伊勢物語本文の注でも、「古注」の引用は、

古注は有常女、奈良の事といふ。当、誰ともなし。

(二十三段「みなかわたらひしける人のことも」)  
すき事、古注、伊勢云々。相子、人の名云々。不用。

(七十一段「すきこといひける人」)

のように、「当流」に對立する否定すべきものとして引かれてるのが大半である。従つて、物語の事件のすべてに現実の年月日をあて、登場人物のすべてに實在の人物名を

あてて注釈する古注の方法を否定しようとしているのは明らかなのであるが、実隆講釈の他の聞書「伊勢物語惟清抄」や「遺談称聴」、また他の宗祇・三条西家流の注釈書を見ても、後述する「称談集解」を除き、これほど詳細な「古注」の引用も、このように「古注」と「当流」を並べて注釈することもなく、その意味で、宗祇・三条西家流注釈の中では異色と言える存在なのである。

ところで、「古注」という呼称は、現代では鎌倉時代の注釈の総称として用いているが、東常縁や宗祇などのいわゆる二条派の人々のいう「古注」とは、冷泉家流の古注釈を指していることが明らかにされている(《注4》)。先の題号論に見える「十巻抄」とは冷泉家流古注、「鳥風問答」は「和歌知頭集」のことであろうが、この古注の二大系統のうち、実隆が「古注」として示す「業平東園八下事、東山に忠仁公かくしをきて」は、業平の東下りは、実は東山の忠仁公良房のもとに蟄居していたことであるとすると冷泉家流古注に特徴的な説であり、また、二十三段、七十一段の場合も、「和歌知頭集」は、各々「遠きむかしの事也。名なし」「齋宮」(引用は書陵部本)としているから、実隆のいう「古注」も同じく冷泉家流古注の系統であったことは明白である。

冷泉家流古注の注釈書として代表的なものに、宮内庁書

陵部所蔵の「伊勢物語抄」(以下「書陵部本抄」と略称)、広島大学所蔵の「千金莫伝」、慶応義塾図書館所蔵の「定家流伊勢物語註」(以下「慶応本註」と略称)、宮内庁書陵部所蔵の「伊勢物語塗籠抄」(以下「塗籠抄」と略称)等があるが(《注5》)、本来秘伝として伝えられていたものだけに、伝授の場やそれを伝えた流派の違いによって、この四本の間にも少異がある。

また、冷泉為相筆本を正徹が写し、それを蛭河智温が写した本に正徹が奥書を加えた千歳文庫旧蔵正徹自署本伊勢物語の書入注(以下「正徹自署本」と略称)、宮内庁書陵部所蔵の「伊勢物語心敬聞書」などによって知られる正徹系統の「古注」や、宗祇が写して東常縁の奥書を所望した「三条西家旧蔵本伊勢物語」(学習院大学所蔵)の行間に書き入れられた常縁引用の「古注」(以下「常縁書入」と略称)は、宗祇引用の「古注」と同種であり、これらの二条派の人々が用いた「古注」は、前掲四本のような冷泉家流の主な注釈書の説とは異なる場合もあることが指摘されている(《注6》)。しかし、当時「古注」として一般的であったのは、むしろこのような二条派の人々が用いた「古注」であったと考えられるから、「伊語聴説」所引の「古注」は、正徹・常縁のいう「古注」に近いと予想される。

そこで、前掲の題号論について、比較的详细な注を載せ

る書陵部本抄以下の四本、心敬聞書、常縁書入と比較してみると、常縁書入以外のすべてに③④⑤の三説が見られ、「伊語聴説」と冷泉家流古注との密接な関係が裏付けられる（常縁書入は「三之儀アリ」とする点は共通するが、③の斎宮説を載せず、伊勢筆作説④⑤の順であげる）。常縁書入以外のものは、伊勢が業平の草案を消書して宇多天皇に献上したとする伊勢筆作説を筆頭に、③④⑤の順で掲げ、全部で四説としているのだが、この説は、献上した相手が異なるだけで実隆の説とも一致するので、他の三説を「古注」独自の説として紹介したのであろう。

③④⑤について、詳しく検討してみると、まず③の伊勢物語の伊を女、勢を男の意として、男女の物語だから伊勢物語と名づけられたという説のうち、「伊は万象をほらみ……」の説明は、塗籠抄を除く五本に見える。「伊は亡國の使——、勢は國を守媒——」は、慶応本注のみが掲げる。「太平広記云、伊亡國之使。人勿愛在十夫。勢國護媒。公勿捨定在百徳」を指すのであろう。

④の「伊勢や日向の物語」とは、同年同月同日に生まれて同年同月同日に亡くなった伊勢國と日向國の二人の男の身体と魂が入れ替わってしまったという物語であるが、書陵部本抄は「面は世の有様恋慕好色の事どもあれども、内証は悉仏法なりといはんが為」に「伊勢や日向の物語」を

略して伊勢物語と名付けたと説明し（千金莫伝も同様。塗籠抄も、身と心が異なる故とする）。「伊語聴説」が引くように「段々みだれてしとはかもなきによりて」この名がついたと説明するのは、慶応本注・心敬聞書・常縁書入の三本である。「日向物語といはぬぞと云説」は、書陵部本抄が「又或難云」として載せている。

⑤の「又、此物語に狩の使の事、専用」以下は、塗籠抄に「伊勢斎宮を業平おかしける事をふしぎとして伊勢物語と名づく」（他のものも同様）とあるように、伊勢斎宮との密通事件を物語の肝心とするゆえにこの名が付いたという説であるが、「神に通罰をかうぶらぬ事」は、慶応本注に「斎宮奉嫁仁、自昔至今無不蒙神罰。而業平雖奉密通斎宮、不蒙神罰、可知匪直也。人依珍事為名」と、業平だけが密通にもかかわらず神罰を蒙らなかつたと説明されている。

このように、「伊語聴説」題号論における「古注」は、慶応本注に最も近いようであるが、心敬聞書・常縁書入とも矛盾するものはない。むしろ⑤の書陵部本抄・千金莫伝・塗籠抄との相違に注目すべきであろう。実隆引用の「古注」は、冷泉家流古注の中ではやや傍流に属すると考えられる慶応本注《注7》や、正徹・常縁流の「古注」の系統であったことを示しているからである。

以上は、題号論に關して比較したのであるが、次に物語本文の注について検討してみよう。

まず、冷泉家流古注の説が分かれている場合に、「伊語聽説」引用の「古注」がどの説をとっているかを調べてみると、書陵部本抄以下四本の中では、やはり慶応本註と一致する場合が多い。たとえば、《注8》

①九段「八橋」は「三人に五人を加へて八人と云」とあるのは、「三人」とは「三河」にあてる。「二条后・染殿后・四条后」の意で、慶応本註の「二条后・染殿后・四条后・伊勢・染殿兵衛内侍・小町・前斎宮・有常娘」と一致し、書陵部本抄の「三条町・有常娘染殿内侍・伊勢・小町・定文娘・初草女・当純娘・斎宮」とは異なる。千金莫伝には「染殿内侍」の書入がなく、塗籠抄は、「斎宮」の代わりに「染殿内侍」を加え、「定文妹」「当純妹」がやや異なる他は書陵部本抄と同じ。心敬閣書も「三条町」を除いて「染殿后・染殿内侍」を加える他は書陵部本抄と同じ。

②二十四段「いとねむころにいひける人」を「古注、嵯峨天皇御子」とするのは、慶応本註の「嵯峨天皇第四御子常康親王」と一致し、塗籠抄及び心敬閣書書入の

「仁明御子常康親王」と相違する。書陵部本抄は「仁明天皇御子つねやす親王」と、或本云、さがの天皇十三の御子つねみの親王」の両説をあげる。

③三十一段「ごたち」の注「古注、伊勢とあり」はずべてに共通するが、「ごたち」が仕えていたのを「古注」「染殿后」とするのは、慶応本註の「染殿后」と一致し、書陵部本抄・塗籠抄・心敬閣書書入の「光孝天皇」と相違する。

などであり、正徹系統の心敬閣書よりも慶応本註に近い点も、あわせて注目される。

ただし、慶応本註にすべて一致するのではなく、  
④九段「日もくれぬ」について、清和天皇の「位をさり給事」とするが、慶応本註は「没賜ヌ」として相違し、書陵部本抄ほかの「王のあんきよ」と一致する。

⑤八十九段「我よりはまさりたる人」を「古注は二条后云々」と述べるが、慶応本註は「斎宮イマダ伊勢へ下給ハヌサキ」と相違し、書陵部本抄・正徹自署本書入・心敬閣書書入の「二条后」と一致する。

などは、書陵部本抄や、正徹・常縁系統と一致しているのである。

注目すべきは、書陵部本抄などの冷泉家流の主な注釈書とは異なり、正徹・常縁系統にのみ一致する例である。



⑥九段、宇津の山で出会った「修行者」について「僧正遍昭の東山をとぶらはれたるを云」とするが、書陵部本抄以下四本はすべて「宰相清経入道して蓮寂法師」をあてて相違し、心敬問書・正徹自誓本書入・常縁書入の「遍昭」と一致する（心敬問書は「或人云寂空」も共に挙げる）。

⑦九段「かのこまだら」の「古注」として「臣下出家し、又出家せぬ相交たる心」とするが、書陵部本抄以下四本と心敬問書は「臣下の隠れる」「臣下籠居」のこととして相違し、常縁書入の「月朔雲客思ヒくニ出家スル事ヲ諭ル」と一致する。

⑧九段「武蔵の国と下総国」に「武蔵守長良中納言・下総守遠経左大将」をあてて、書陵部本抄・千金莫伝・塗籠抄・心敬問書の「武蔵守長良・下総守国経」、慶応本註の「良房・長平」と対立し、正徹自誓本書入・常縁書入の「武蔵守長良中納言・下総守遠経左大将」と一致する。

このように、「伊語聽說」所引の「古注」は、書陵部本抄以下四本の中では慶応本註にやや近く、正徹系の内でも心敬問書とは相違する場合もあるが、正徹自誓本書入や常縁書入とは概ね一致し、やはり正徹・常縁系統の「古注」であったと考えてよさそうである。

しかし、これらのいずれにも見えない説もある。

⑨四十一段「一人はいやしき男のまづしき」の注「古注平定文と云々」は、書陵部本抄・塗籠抄・慶応本註の「小野夜人」、正徹自誓本書入・心敬問書の「伊予介小野行長」のいずれとも対立（心敬問書書入には「賤男ハ嗟峨十三御子蔵人大輔」とある）。

⑩六十五段「色ゆるされたる」の注に「三位に叙て衣をゆるさる、と古注也」とあるが、書陵部本抄は「色ふかくみめよき事」とし、その他のものは言及せず。

⑪八十二段「あかなくにまだきも月の」の歌について、「古注説、惟高を月にたとへたる也。清和におもはず位をとられて光のみちぬと云心。不用」と述べるが、書陵部本抄は「無別義」とし、その他も言及せず。

講釈の問書であるから、中には聞き誤りもあつたかもしれないが、⑨の場合はその一例と考えてよいかもしれないが、⑩⑪の場合は、冷泉家流古注にもない説を「古注」として述べている（なお、これは「和歌知頭集」の系統にも見えない）。

つまり、冷泉家流の秘伝が二条派の人々へと広まるうちに種々変化し、冷泉家流古注にも見られないような新たな「古注」、いわば二条派流「古注」とでもいふべきものを生むに至つたということであろう。

(四)

以上、「古注」と明記して引用しているものを検討してきたが、「古注」とは言わずに引用したり、古注の理解を前提にして注釈しているものも実は少なくない。何例かあげてみよう。

⑫三十一段「よしや草葉よならんさがみん」に関して、「或説、ふるき哥の詞也。万葉哥也。わすらるゝつらさはいかに——」と述べるのは、慶応本註の「此本哥ハ、続万葉八卷、石上乙丸作、忘行ツラサハイカニ命アラバヨシヤ草葉ノナランサガミン」とほぼ一致する（心敬聞書書入も慶応本註と同じ歌を「石上乙丸」作として載せる。その他は言及せず）。

⑬三十七段「我ならで下紐とくな」に関して「エンセキバウ。靈、風に成て、帯のとけたる古事、下ひも此説也」とあるが、慶応本註が「シタヒモト云事、本文云」として「延岩望ト云人」の説話を引き、心敬聞書書入は「下紐、延石望ガ古事アリ」と、説話自体は引かぬものの、人名は一致する（書陵部本抄・塗籠抄は、話の内容は同じだが、人名をあてない）。

⑭五十段「行く水に数かくよりも」の注で「仁徳天皇御宇橋キヨユキ」の説話を引き、「さりとともとかずかく

水は跡もなし君が心はつらさのみにて」を掲げるが、慶応本註にも「仁徳天皇御時、橋政行」がやや異なるだけで同じ歌が引かれている（書陵部本抄は「聖武天皇の御時、ある男」とし、下句「消なば人やおもひ知べき」と相違する。塗籠抄は、人名は書陵部本抄に、和歌は慶応本註と同じ。心敬聞書も簡単に述べるが、人名・和歌には触れない）。

以上は本説を述べるものであるが、冷泉家流古注の中では、本説を挙げるもの、人名をあてるものと一致し、それをあらかず方向に「伊語謔説」の関心が向いているのは明らかである。文献的裏付のないこのような説は、宗祇・三条西家流の「当流」の注釈書には表れてこない。

いったい、この時代には、伊勢物語注釈に限らず、たとえば古今集注釈においても、詠人不知の和歌を、実は誰それの作なのだとか作者や詠作事情を説明したり、故事来歴を詳しく注釈したりすることが一種の流行であったから、この講釈の聞き手の、本説を知ることへの興味に由来するのかもしれないが、たとえ「一説」「或説」としての引用であるにせよ、実隆ほどの人でも無批判に受け入れてしまうくらい、古注の魅力はやはり大きかったのであろう。

このように本説や故事を掲げるのに古注を利用するだけでなく、古注と同様に、文献的裏付もなく年月日や人名を

あてられる場合も多い。

⑮二十九段「東宮女御」を「二条后」とするのはすべてに共通するが、「花の賀」についての「后廿八歳也」

東宮三歳也。古注不用も、此儀など相違也。此賀、染殿后四十賀、二条后し給也」は、書陵部本抄の「貞観七年三月、二条后廿の御賀」の他すべてが「二条后廿賀」とするのと相違し、書陵部本抄が「又云」として掲げる。「染殿后四十賀」と一致する。

⑯八十二段「十一日の月」について、「弥生十一日なるべし」とするが、書陵部本抄の「貞観十六年八月十一日」と相違し、正徹自署本書入・心敬間書などの「貞観十年三月十一日」と一致する。

⑰八十六段「わかき女」と「あひはなれぬ宮仕へ」について「染殿后にまいりたる事か。有常女後に宮づかへしたり。いづれとはかりがたし」と述べるが、書陵部本抄の「有常女」と「共に清和の御門につかふるをいふ」、慶応本註の「四条后」「清和御門」と相違する。

⑱百段、忘れ草を出した人を「此人、大概二条后也」と述べるが、書陵部本抄・慶応本註の「染殿后」と相違し、心敬間書の「二条后居玉所」と一致する。

⑲の場合、書陵部本抄のいう貞観七年の二条后二十賀とすると、二条後の年齢二十四歳と合わないから、「古注」

の説は間違いだと言ひ、二条后二十八歳、東宮（陽成）二歳の時、貞観十一年の染殿后四十賀をいうのだと言っているのであるが、これは書陵部本抄の「又云」説を修正したものであり、この「染殿后四十賀」は文献に見えないばかりか、「日本紀略」等によれば、この年、染殿后明子は四十一歳であり、四十賀をこの年とするには無理がある。ちなみに、「伊勢物語肖聞抄」などの宗祇講釈の聞書に「一禪御説」としてこの説が挙げられており、実隆は一条兼良の説と信じていたかと思われるが、「古注」に異を唱えていながら、拠り所にした説が、実は「古注」の掲げる文献的裏付のない説であったというわけである。

また、⑳は正徹系統、㉑は心敬間書書入の「古注」であるが、㉒㉓も、やはり文献によって確かめられない説であり《注9》、古注に従い、古注と同次元の発想に基づいて注釈していることがわかる。特に㉑の場合、八十六段の女に紀有常女をあてる「古注」の理解を無批判に受け入れるだけでなく、それを前提にして、その「宮仕へ」について、「古注」の「清和御門」説に異を唱えるべく、「染殿后」説を持ち出しているとも考えられるのである。

ところで、宗祇流の「当流」の注釈書でも、古注否定の姿勢をとってはいるものの、部分的には古注に従って人名をあらわす場合があり、その場合を分析すると、人物の性

格に注目して宗祇流の人物像を作り上げ、そのイメージに従って人名をあてていることがわかるが《注10》、この⑯⑰の場合を調べてみると、⑯のみ前述のように「染殿后四十賀」とするが、⑯は触れず、⑰は「誰ともなし」「いづくの事ともなし」(肖聞抄)、⑱も「誰ともなし」(同)と、古注をはっきり否定している。又、実隆講釈の他の聞書「惟清抄」や「追談称職」でも、これらの「古注」の説には触れていない。つまり「伊語聰説」は、「古注」否定の姿勢を見せながらも「古注」を詳細に引用するのみならず、みずから「古注」の世界に入り込み、「古注」の物語理解を扱った所にして注釈する点において、宗祇の注釈や実隆講釈の他の聞書に比べ、はるかに「古注」に近いものになっているのである。

(一五)

さて、次に、実隆の息公条の次男水無瀬兼成の著「伊勢物語称談集解」における「古注」を検討してみよう。「称談集解」の諸伝本とその書誌について触れるべきであるが大津有一博士の『伊勢物語古註釈の研究』に詳しく、紙数の制約もあるので、ここでは省略に従う。

「称談集解」は、兼成の奥書(引用は国会図書館本)に、  
右両冊者本愚見抄、聞称名前右相府之講談抄之。(略)

今集善説記其大全。(略)

とあるように、一条兼良の「伊勢物語愚見抄」を本注とし、公条講談の聞書を加えてまとめたものであるが、「愚見抄」の後に記される公条からの聞書部分に、やはり古注の影響が甚だしい。

そこで、「伊語聰説」の場合にならって、「称談集解」に見える「古注」の実体を検討してみよう。

結論を先に言えば、「称談集解」引用の「古注」も、概ね「伊語聰説」引用の「古注」と一致し、正徹・常縁系統のものである。まず、「伊語聰説」について考察した①②③④のうち、「称談集解」に注のあるものを列記する。(一)内に、伊勢物語の章段番号と、「称談集解」と一致する注釈書名を略号で示した。

② 念比ニイヒケル人トハ、嵯峨天皇第四御子恒康親王也。(二十四段、聰説・慶・書「或本云」)

③ 染殿后ノ御所ニテ、(三十一段、聰説・慶)

⑤ 我ヨリマサル人トハ、二条后也。(八十九段、聰説・書・正徹・心敬書入)

⑨ 妹ハ小野行長ガメニナル。(四十一段、正徹・心敬)

⑪ 清和ニ御代マイリテ、惟喬世ヲ倦オハシマスコトヲ云。(八十二段、聰説)

⑫ 忘行ツラサハイカニ命アラバヨシヤ草葉ノナランサ

ガミン(三十一段、慶・心教書入。初句以外聴説)

⑭本哥、サリトモト数カク水ハ跡モナシ君ガツラサハ  
ツラサノミマデ(五十段、聴説・塗・慶。但、下句  
やや相違)

⑮古註ニハ、二条后廿賀ト云也。(二十九段、聴説・  
書ほか)

⑯若女ヲアヒ云リケルトハ、有常ムスメノ事也。八十  
六段、聴説・書)

⑰ヤゴトナキ人トハ(中略)二条后也。(百段、聴説・  
心教)

このように、⑨以外ほぼ「伊語聴説」と一致する。この  
⑨は、「伊語聴説」のみが掲げる「平定文」とも書陵部本  
抄などの「小野夜人」とも相違して正徹系統の説をとって  
おり、「称談集解」に見える「古注」が正徹系統であった  
ことを示している。

また、「伊語聴説」が触れていないものについても、

⑱四十八段「待ケル人トハ紀茂貞」は、書陵部本抄・塗

籠抄・慶応本註に一致し、正徹自署本書入の「定文」、  
心教聞書書入の「有常、イ本平定文」と相違(書陵部

本抄は「古今の注ニハ有常」、塗籠抄書入は「有常」)

⑳百九段「友達の人を失へる」を「紀茂行ガ妻死テ悲ミ  
侍ル時ノ事也」とするのは、書陵部本抄「或本云」と

一致し、書陵部本抄・慶応本註・心教聞書書入の「有  
常」、心教聞書の「貫之」と相違。

㉑百十段「みそかにかよふ女」を「二条后」とするのは、  
書陵部本抄・千金莫伝・慶応本註と一致し、正徹自署  
本書入・心教聞書・常縁書入の「染殿后」と相違。

のように正徹・常縁系統と相違する場合もあるが、これ以  
外は概ね一致し、特に、書陵部本抄などの冷泉家流の主な  
注釈とは相違して、正徹・常縁系統にのみ一致する次のよ  
うな例は注目される。

㉒二十四段「片田舎」の注「津ノ国ムバラノ郡」は、正  
徹自署本書入・心教聞書書入・常縁書入と一致し、書  
陵部本抄・千金莫伝・塗籠抄の「大和」と相違。

㉓五十四段「つれなかりける女」を「四条后」とするの  
は、正徹自署本書入・常縁書入と一致し、書陵部本抄  
・千金莫伝・塗籠抄・心教聞書書入の「染殿后」、慶  
応本註の「二条后」と相違(心教聞書書入は「四条后  
イ本」)。

㉔五十五段「思ひかけたる女」を「二条后」とするのは、  
正徹自署本書入・心教聞書書入・常縁書入と一致し、  
書陵部本抄・千金莫伝・塗籠抄の「染殿后」と相違す  
る(書陵部本抄は「一説二条后」)。

㉕六十五段「人の国より」の注「或説、駿河守高経ノ許

ヨリクル事」は、正徹自署本書入・心敬闇書・常縁書入と一致し、書陵部本抄・千金莫伝・塗籠抄の「近江国忠仁公」の許より、慶応本註の「角田ヨリ」と相違（心敬闇書は「近江国忠仁公」と両説）。

②百十九段の「女」を「染殿内侍」とするのは、正徹自署本書入・心敬闇書書入と一致し、書陵部本抄の「二条后」・慶応本註の「有常娘」と相違（書陵部本抄は「或本に染殿内侍」、心敬闇書は「一義有常娘」）。

「称談集解」も、講釈の闇書をもにしたものであるから、そこに見える「古注」が、公条引用の「古注」を完全な形で伝えているとは言いきれないが、⑨⑩のように正徹・常縁系統ではなく他の説を用いる場合もあることを考えると、一口に二条派の「古注」と言っても、細部ではそれぞれに異なっていたことがわかる。

「称談集解」における「古注」は、アハジトモイハザル女ハ小町ナリト云ハ、古註ノ説也。当流ニハ誰トモ不言也。（二十五段）

女ハ二条后也。后ニ參給テ後ノ事也。（略）当流ニハ誰トモイハズ。（三十二段）

に見られるように、「伊語臆説」と同様、「当流」に對立するものとして位置づけている。しかし、⑤までに掲げた例の大半は、「古注」と明記しないでの引用であり、さら

に、まぎれもなく冷泉家流古注の説を「当流」の説として述べる場合すらあるのは注目される。

たとえば、八七ページに引用した⑩二十九段の「古注」の前に、

此花ノ賀ノ事ハ、染殿后四十賀ヲ云。二条ノ后ノ申沙汰也。（略）当流。

とあるのは、前述のごとく書陵部本抄の「又云」説であり、⑦アネノサキダチテナリタル所へ行トハ、大原二住侍ル、当流の義也。又、深草住トモ云方アリ。（十六段）

⑧ソコナリケル岩トハ、硯ノ事也。ヲヨビハ、及ブ也。ノチシテトハ、後ノ字也。後ニ此哥ヲ書テヤルト云事也。岩、小指ノ血ナドノ説、当流ニハ非ズ（二十四段）

⑨は、書陵部本抄・塗籠抄・心敬闇書書入の「大原」と一致し、⑫の「及後而」は、「伊語臆説」に「及後而と古注也」とあるほか、書陵部本抄・塗籠抄がこの説をとっており、冷泉家流古注の説であることは歴然としているのである（なお、⑦の「深草」、⑮の「ソコナリケル岩トハ、硯ノ事」は、これら冷泉家流古注には見当たらない）。

⑯の場合、「大原」「深草」の二説に對し、自分の流派ではこの説を用いると表明しているのだが、宗祇・三条西家流の注釈書にこの説は用いられておらず、⑯の場合も、心敬闇書書入に「小指ノ血シテ。又云、及後シテ也。他義」

とあるように、宗祇・三条西家流では物語の記述に従って「小指」としており、宗祇・三条西家流の一般の注釈書には表れてこないこのような「古注」の説を「当流」として用いているのである。

ところで、宗祇流の注釈書にも、「古注」を「当流」とするものはある。たとえば、六段「弓やなぐひを負ひて」について、「伊勢物語宗長問書」は、

当流には、たゞ其時のたけき心を弓やなぐいといへりと述べているが、これは書陵部本抄などの冷泉家流古注の説である。また肖柏の問書「伊勢物語肖問抄」にも、「下の心」としてこの説が提示されている《注11》。「称談集解」が「古注」の説を「当流」とする右の例は、このような宗祇流の「当流」の注釈書の姿勢を、さらに押し進めたものと言えるだろう。

ちなみに、実隆講釈の他の問書では、兼良の「愚見抄」の説「弓箭おへる事は実事也」の方を評価するのに対し、「伊語聴説」は「弓やなぐひ、人の心のあらなくしき、当流同」と、宗祇説に従って「古注」を「当流」としており、「伊語聴説」と「古注」との近さがここでも確認できるのだが、単に「古注」に近いだけでなく、宗祇や三条西家の「当流」の注釈書にはあまり見られない、「古注」の延展とおぼしい解釈が多々あること前述のごとくであり、「称

談集解」の場合も、以上のように全く同様のことが言えるのである。

さらに、「伊語聴説」引用の「古注」が、冷泉家流古注や正徹・常縁系統の「古注」に見えない例として挙げた⑩八十二段の例（本稿八三ページ参照）は、八六ページに掲げた通り「称談集解」にも同種の解釈が載せられているのだが、この段については、

ソコニハ清和天皇ノ御事ヲコメテ説侍ルトナン。

（ちればこそいと桜は）

此哥、下ノ心ハ、清和二世ヲトラレテ惟喬世ヲ遁玉ハ  
ン事ヲ悲ム心地トナン。清和ヲタトヘ侍ル、此御座ノ  
ユヘニ惟喬世ヲウシト覚シメシテトナン云。

（をしなべて峰もたいらに）

などの注が見られ、八十二段全体を惟喬親王と清和天皇の暗喩ととらえる解釈の存在を示している興味深い。「伊語聴説」が「古注」と称しているように、いかにも古注にありそうな解釈であり、実隆以前に既に存在したのかもしれないが、ともかく、そのような説を「称談集解」は「ソコニハ」「下ノ心ハ」という形で、みずからの秘説として述べているのであり、冷泉家流古注そのものではないにせよ、古注的な発想が基盤にあることは明らかなのである。

以上、「伊語聴説」と「称談集解」の伝える実隆・公条引用の「古注」の実体を明らかにしながら、「古注をまじへてよむ」講釈、つまり「古注」を詳細に引用しつつ「当流」の義を読む講釈の実際を検討してきた。

すると、単に「古注」の引用が詳細であるのみならず、「古注」と言わずに引用したり、まぎれもなく冷泉家流古注の説を「当流」として用いる場合、また冷泉家流古注にも見られないような、古注の延展というべき新たな「古注」を示す場合のあることが明らかになった。

冒頭で述べたように、宗祇・三条西家流での「古注」を用いる講釈は、初心の者に対する場合《注12》であって、「よき門弟」には「古注」の義を捨てて「当流」の義を読んだと伝えられているのだが、「古注」が初めから全面的に否定すべきものであるならば、「当流」の説を伝授する前に先ず「古注」を講釈したり、「古注」を「当流」の説として用いたりするのは、いかにも奇妙である。

さらに、初心者に対する「古注をまじへ」た講釈の場合だけでなく、宗祇流の「当流」の注釈書、たとえば宗祇の高弟宗歡の「宗長問書」にも、「古注」を「当流」とするものがあるという事実は、「さしたる人にてはなき者」に

対して「古注を以て」「古注をまじへて」講釈することと、「よき門弟」に対して「本式に」「当流の趣を」講釈することが、それほどの隔たりを持たないこと、言いかえれば、「古注」と「当流」とが、全く正反対に矛盾するものではないことを示しているのではないか。

ここで注意したいのは、宗祇流の「当流」の注釈自体が「古注」と非常に似通った方法を用いていることである。宗祇は、「幽玄によみなす」(肖聞抄九十六段)ことを物語読解の理想とし、表面には表れない作品の「心」を如何に読み取るか、という点に注釈の重点をおいていたと考えられるが《注13》、鎌倉時代の古注が現実の年月日や実名をあてるのは、物語は業平の実伝を比喩的に描いたものと把握した上で、物語の表面には表れない現実の「事件」を読み取ろうとしていたのであり《注14》、作品から読み取るうするものは違っても、物語は事実そのものではなく仮の姿で描かれたものと把握する注釈の根本においては、宗祇も「古注」の方法を受け継いでいると考えられるのである。

また、宗祇・三条西家流を中心とするこの時代の注釈の著しい特色のひとつに、儒教的倫理観を背景にした教訓性と好色否定があげられるが《注15》、物語から教訓を読み取り、好色を描く物語の好色を否定しようとするのも、物語に理想を求め、表面には表れない作品の心を読み取る



うとする姿勢の表れであり、その根本は、物語を比喩と見るところに発していると考えるべきではないか。

すなわち、「古注」と「当流」とは、必ずしも正反對のものではなく、「古注」の伊勢物語理解の延長線上に宗祇や三条西家流の伊勢物語理解があつたからこそ、「古注」もまた「当流」だと把握されるのであり、「伊語聽説」や「称談集解」に見える「古注」と「当流」とを相交えての講釈が成り立ち得たということなのである。

初心の者に「古注」を講釈することは、当時の伊勢物語の説解において、「古注」の実名や年月日をあてるよみ方が必要最低限のものとされていたことを物語っている。伊勢物語を實在の業平の伝としてよむ限り、登場人物に実名をあてるよみ方は、自然な享受のあり方であろう。

物語を業平の実伝と見る点では、兼良の注釈も同様である。しかし、兼良は、物語を業平の実伝に準ずるものと考えていたと見られ、文献によって確かめ得る事実を根拠に、実証的に業平の実伝を探ろうとする《注16》のに対し、宗祇流では、業平の実伝そのものではなく比喩的に描かれていると見る点で、兼良の注釈とは根本的に相違する。そして、この時代に成立した注釈書に、二条家流を標榜して古注否定の姿勢を示しながら、実際には古注の実名をあてるよみ方の影響が甚だしいものが少なくないという事実

は《注17》、当時一般的だったのが、兼良の古注否定のよみ方ではなく、「古注」と「当流」とが融合した、宗祇流のようなよみ方であったことを示しているのである。

このように見てくれば、兼良と、宗祇流の「当流」の注釈書に見られる古注否定に、本質的な意味の相違があることは明らかである。実証的注釈態度をとる兼良の場合は、文献的裏付けもなく実名や年月日をあてる「古注」を全面的に攻撃排除しているのであるが《注18》、宗祇流の場合には、「当流」の前段階として「古注」が授与されるばかりか、「当流」の注釈自体が「古注」を前提にしていると考えるべきであり、否定しているのは、人名や年月日をあてる具体的な点にすぎないということなのである。

「旧注」として一括されている室町時代の注釈であるが、古注否定の態度をとる点では共通しているも、兼良と、宗祇以降の注釈を同一のものとして扱うことはやはりできないし、また、宗祇流の「当流」の注釈書だけでも、宗祇流をはじめとするこの時代の伊勢物語注釈の本質を見極めることはできないと思うのである。

「伊語聽説」と「称談集解」とが伝える、実隆や公条の「古注」と「当流」とを相交えての講釈は、「古注」もまた「当流」であったという注目すべき事実を端的に物語っていると言えよう。

《注1》以下に引用する伊勢物語の注釈書は、特に注記しない場合、片桐洋一先生『伊勢物語の研究』〔資料篇〕（昭和四四年、明治書院刊）による。

《注2》大津有一博士『伊勢物語古註釈の研究』（昭和二九年、石川国文学会刊）五九ページ、片桐洋一先生『伊勢物語の研究「研究篇」』（昭和四三年、明治書院刊）第八篇第三章など。

《注3》⑥と⑦の間の「定家卿奥書にも、愚見にも」からの三行は、本来⑥の後にあるべきものかと思われる。この業平自記説は、「彼筆作にあらずはと書之」以下に述べられている伊勢筆作説と共に、藤原定家の流布本（根源本）伊勢物語奥書に見えるものであるが、実隆講釈の他の間書のほか、三条西家流の注釈書はこの定家奥書をもって題号論並びに作者考に代えるのが通例だからである。尤も定家は、両説を挙げるだけでいずれとも決していないのだが、実隆は定家奥書の「此物語名字非彼筆作者何称伊勢乎」の部分を取り出して伊勢筆作説の根拠とし、伊勢が七条后温子に奉ったと結論づけている。これは宗祇説も同様。

《注4》片桐洋一先生『伊勢物語の研究「研究篇」』第八篇第三章参照。

《注5》書院部本抄は、片桐洋一先生『伊勢物語の研究「資料篇」』に「冷泉家流伊勢物語抄」として翻刻され、慶応本註は、慶応義塾大学国文学研究会編『国文学論叢第三輯』『平安文学研究と資料』（昭和三四年、至文堂刊）に「定家流伊勢物語註」として長尾一雄氏の翻刻がある。

《注6》《注4》の著書及び、片桐洋一先生「虚構の実伝と物語——伊勢物語古注の世界構造（続）——」（『香椎潟』二七号、昭和五七年三月）参照。

《注7》《注4》に同じ。

《注8》心敬間書は、注釈部分の他に本文傍の書入注を持ち、双方が別の説を唱えている場合もあるので、両者を区別するため、書入注の場合は、その旨明記した。また、塗籠抄は六十九段までの零本であり、それ以降の段については比較できなかった。

《注9》ただし、⑧は、大和物語百六十二段では「御息所の御方」とされており、前段の「二条の後の宮」と同一人物と理解して、それを伊勢物語の解釈にも及ぼしたという可能性もある。

《注10》拙稿「伊勢物語旧注論序説——一条兼良と宗祇と——」（『女子大文学』第三七号、昭和六一年三月）参照。

《注11》「下の心」は、宗祇流の古今集注釈では、教訓的解釈を付会する場合に用いられるが、伊勢物語注釈においては、教訓的解釈に限らず裏に別の意味を含ませる場合に広く用いられる。

《注12》「伊語聽説」の講釈を前述のごとく永正六年とすると「実隆公記」に見える聽衆は、公条発起分が冷泉三位(為孝)・中原師象・富小路實直等、杉原発起分は左少弁(伊長)。いずれも直系の弟子ではなく、公条も二十三歳と若いので、初心の者と見なされる。なお、「伊語聽説」「称談集解」の「当流」の注釈については別稿に譲る。

《注13》《注10》に同じ。

《注14》片桐洋一先生「伊勢物語古注の世界構造」、『論集日本文学・日本語2・中古』昭和五年、角川書店刊)、及び《注6》の著書・論文等参照。

《注15》拙稿「室町後期伊勢物語注釈の方法——宗祇・三条西家流を中心に——」、『中古文学』第三四号、昭和五九年十月)参照。

《注16》《注10》に同じ。

《注17》非宗祇流における古注の影響とその意義については、別の機会に論じたい。

《注18》冒頭に掲げた序文、及び《注10》の拙稿参照。